



白岡市指定給水装置工事事業者の 申請事務に係る御案内

新規指定の申請と各種届出について

令和 7 年 4 月 1 日

はじめに

私たちが水道事業に対しての基本的な理念となるのは水道法です。

水道法は、「清浄」「豊富」「低廉」という水道事業の基本理念を定め、水道事業体のあるべき姿と、水道事業に係る国、行政（水道事業体）、指定給水装置工事事業者、製造者、第三者機関、そして、需要者のそれぞれの係わりの指標として存在しているものです。

平成８年の水道法の改正は、それまでの水道法とは違い、安全でおいしい水の供給、災害に強い水道の構築といったことが事業基盤と考え、技術の進歩、多様化する給水用具の進歩の流れの中、規制緩和による水道事業形態の大きな変化を踏まえた改正でした。

この改正により、指定給水装置工事事業者制度が法的に規定され、給水装置工事主任技術者が国家資格として位置付けされ、給水装置における構造材質基準を国が明確にしたことで、各水道事業体においても供給規程の改正を行い、指定給水装置工事事業者制度、給水装置工事主任技術者、構造材質基準をそれぞれ規定しました。

水道法第１４条で、水道事業体において供給規程を定めることにより、その供給規程の中で構造材質基準に準じた給水装置工事の施行を規定し（水道法第１６条）、さらに、その構造材質基準に準じた施行方法を供給条件とし、適切にその給水装置工事を施行できる者を指定給水装置工事事業者として指定をし、その指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事を供給条件として規定できることを明文化しました。（水道法第１６条の２）

また、この指定要件についても言及し、指定を受けようとする者の申請により行うこととし、申請手続きの統一を行うため、申請書の様式とその他申請に要する事項を同法施行規則に定めました。（水道法第２５条の２）

さらに、指定の基準についても、給水装置工事の施行に必要なかつ十分な技術力を保持していることを主たる要件として、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること、一定の機械器具を有していること、一定の欠格要件に該当していないこと等を全国一律の要件としました。（水道法第２５条の３、２５条の４、及び同法施行規則第１８条、第１９条、第２０条、第２０条の２、第２１条）

このことから、指定給水装置工事事業者の新規申請を行う皆様にあつては、所定の様式により必要事項、提出書類を添えて給水装置工事を行う地域の当該水道事業者申請にしたいと思ひます。

結びにあたり、申請にあつては自らの位置付けを理理解し、責務を遵守していただきますよう加えてお願い申し上げます。

また、当該指定給水装置工事事業者になられた際には、各変更等の届出の義務（水道法第２５条の７）、事業基準の厳守（水道法第２５条の８）に努められますようお願い申し上げます。

【目 次】

1	新規に指定を申請する皆さまへ	．．．．．	P 1
2	新規申請の指定の有効期間	．．．．．	P 5
3	主任技術者の選任又は解任の届出	．．．．．	P 5
4	指定事項の変更の届出	．．．．．	P 6
5	指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出	．．．．．	P 7
6	申請書と各届出の記入例	．．．．．	P 8

申請・届出を受付ける場所とお問い合わせ先

(担当) 白岡市 上下水道部 上下水道課

(住所) 〒349-0213

白岡市高岩 2 2 1 1 番地 (高岩浄水場)

TEL 0480-92-1645

営業時間 午前8：30～午後5：15

(土日、祝祭日、年末年始の休日を除く)

※ 申請、届出は、窓口で随時受け付けています。

郵送等での受付はしていませんので、必ず窓口までお越しください。

なお、遠方地等など諸事情によりやむを得ない場合については担当へご相談ください。

(注) 本文での文言の定義は以下のとおりとします。

- 1 「法」とは水道法をいう。
- 2 「施行規則」とは水道法施行規則をいう。
- 3 「事業者規程」とは白岡市指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 4 「指定工事事業者」とは指定給水装置工事事業者をいう。
- 5 「主任技術者」とは給水装置工事主任技術者をいう。
- 6 「指定証」とは指定給水装置工事事業者証をいう。

1 新規に指定を申請する皆さまへ

1 指定給水装置工事事業者とは？（法第16条の2）

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施行することができる認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあつては、その基準（法第25条の3）に適合している場合は必ず指定を受けることができます。

2 新規の申請について

(1) 指定の申請（受付期間と事務処理にかかる期間）

受付期間 ⇒ 指定の新規申請については、随時受け付けています。

受付時間 ⇒ 午前8：30～午後5：15（土日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

指定証の交付 ⇒ 受付日からおおむね2週間程度（提出書類等の不備等がない場合）

詳しい日程は、受付窓口にご確認ください。

(2) 申請する事項（法第25条の2、事業者規程第4条）

- ① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 当該給水区域内での給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地
（本店のみの場合は本店）
- ③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ④ 給水装置工事をを行うための機械器具の名称、性能及び数
（施行規則第20条及び事業者規程第5条第2号）
- ⑤ 事業の範囲（登記事項証明書に記載されている事業の範囲をすべて記入します。）

(3) 指定の基準（法第25条の3、事業者規程第5条）

- ① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- ② 国土交通省令で定める（施行規則第20条）機械器具を有する者であること。

施行規則第20条、事業者規程第5条第2号で規定する機械器具

- ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事業の適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 法第25条の11、事業者規定第9条の規程により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定を受けるための手続き（法第25条の2、施行規則第18条～22条、事業者規程第4条）

【申請に必要なもの】

① 申請書類 1部

指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第1）

② 提出する書類 各1部

ア 機械器具調書（施行規則別表）

イ 誓約書（施行規則様式第2）

ウ （個人）発行日から3か月以内の住民票の写し

エ （法人）定款又は寄附行為の写し及び発行日から3か月以内の登記事項証明書

オ 選任する主任技術者の免状の写し（携帯用も可、免状番号の確認用）

③ 添付書類 各1部

白岡市では、申請書を審査するに当たり、以下のものの添付をお願いしています。

ア 機械器具調書に記入された機械器具の写真

イ 給水装置工事業を運営する事業所又は店舗の全景及び事業所名の分かる看板の写真

ウ 給水装置工事業を運営する事業所若しくは店舗の案内図又は地図

④ 指定を受けた日から2週間以内に提出する書類 各一部

ア 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第3）

イ 選任する主任技術者の免状の写し（携帯用も可、免状番号の確認用）

申請書類に必要事項を記入の上、提出書類（添付書類）を添えて申請をしてください。

申請書類は、市公式ホームページからダウンロードするか、上下水道課窓口で配布しています。

(5) 指定までの流れ

申請書の提出 ⇒ 法及び事業者規程に基づき管理者（白岡市長）に申請します。

申請書の受付 ⇒ 書類の不備・不足はないかを確認します。

手数料の納付 ⇒ 給水装置工事事業者指定手数料を納入します。

1件につき 20,000円

（白岡市給水条例第33条第1項第5号）

審査 ⇒ 指定の基準を満たしているか審査します。

指定 ⇒ 指定の要件を満たしていれば、指定されます。

指 定 証 の 交 付 ⇒ 指定証を交付します。

公 表 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを公表します。
(法第25条の3)

主任技術者の選任 ⇒ 指定を受けた日から2週間以内に選任の届出をします。
(施行規則第21条第1項)

(6) 申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

① 日付は申請書を提出する日を記入してください。

② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所（所在地）を記入します。

イ 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の役職及び氏名を記入します。

【個人の場合】

ア 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

イ 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

③ 「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

ア 「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第329条）代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。

イ 合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するために、定款もしくは登記事項証明書に記載されている「目的」を全て記入してください。

⑤ 「事業所」の記入についての注意事項

ア 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。

イ 「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、白岡市公式ホームページへの掲載事項となるので、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を必ず記入してください。

⑥ 「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記入についての注意事項
事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合、上下水道課担当者と十分協議の上、記入してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も同様に、上下水道課担当者と十分協議の上、記入してください。

《機械器具調書》

- ① 「年月日現在」は、申請日を記入します。
- ② 給水装置工事を「切断」、「加工」、「接合」、「漏水の確認」といった4種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。
施行規則第20条に規定されている切断用「金切りのこ」、加工用「やすり」「パイプねじ切り器」、接合用「トーチランプ」「パイプレンチ」、漏水の確認用「水圧テストポンプ」は、それぞれ4種に分類し、各1台以上記入します。
また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入します。それ以外のものは、記入不要です。
- ③ 添付する機械器具の写真は、機械器具調書に記入した名称及び数量と一致（整合）するよう作成してください。

《誓約書》

- ① 誓約する日付は、申請日を記入します。
- ② 「申請者」は、申請書に記した申請者を記入します。

「誓約書」は、法人にあっては役員全員が法第25条の3第1項第3号に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

2 新規申請の指定の有効期間

1 指定給水装置工事事業者の更新制の導入について

指定給水装置工事事業者の事業に関して、事業所の名称や所在地等の変更があった場合や、事業を廃止、休止、再開した場合、法により水道事業者に届出することが義務付けられておりますが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態が把握できず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正（令和元年10月1日施行）により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

なお、「五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。」と定められており、指定の有効期間内に更新の申請がない場合は、指定の失効となります。

2 指定の有効期間について

指定の有効期間は、指定を受けた前日から起算して、5年となります。交付される指定証に有効期間（期限）が記載されますので、指定証の交付後、確認をお願いします。

なお、更新の手続きについては、有効期間の満了が近くなりましたら、白岡市から更新のお知らせ通知を送付しますので、所定の手続きを行うようお願いします。

3 主任技術者の選任又は解任の届出

主任技術者の選任又は解任の届出について（法第25条の4、施行規則第21条・第22条）

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。（法25条の4）

指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内、また、選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければなりません。

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、御注意ください。

(1) 主任技術者の選任又は解任の手続き（施行規則第22条、事業者規程第12条3項）

【届出に必要なもの】

①届出書

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第3）

②提出する書類（添付書類）

選任時のみ、主任技術者免状の写し（交付番号等確認のため）

(2) 届出を要する事項および届出の期限

- ① 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内

- ② 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該理由が発生した日から2週間以内
- ③ 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- ④ 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

(3) その他留意事項

- ① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- ② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。その場合は、事前に上下水道課担当に御相談ください。

また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に事前に上下水道課担当に御相談ください。

4 指定事項の変更の届出

指定事項の変更の届出について（法第25条の7、施行規則第34条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届出なければならない」と定めています。

(1) 指定事項の変更の届出

【届出に必要なもの】

①届出書

給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）

② 提出する書類（添付書類）

ア 氏名又は名称の変更の場合には、個人にあつては発行日から3か月以内の住民票の写し
法人にあつては定款又は寄附行為の写し及び発行日から3か月以内の登記事項証明書

イ 法人にあつては、代表者の氏名、役員の氏名の変更の場合には、発行日から3か月以内の登記事項証明書及び誓約書（施行規則様式第2）

(2) 届出を要する事項および届出期限

	届 出 項 目	個人	法人	届 出 期 限
ア	氏名又は名称(屋号・有限・株式・合資の組織変更の場合を含む)	●	●	当該変更の あった日から <u>30日以内</u>
イ	住所(登記事項証明書に記載されている本店の所在地)	●	●	
ウ	事業所の名称又は住所(当該給水区域で給水装置工事を行う事業所)	●	●	
エ	代表者氏名(登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名)		●	
オ	役員の氏名		●	
カ	給水装置工事主任技術者の氏名・主任技術者免状の交付番号	●	●	

(3) 届出の記入に係る諸注意

- ① 日付は届出を提出する日を記入してください。
- ② 「変更に係る事項」は、表のア～カとなります。
- ③ 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- ④ 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- ⑤ 「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
- ⑥ 届け出ている役員が退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

5 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

廃止・休止・再開における届出について（法第25条の7、施行規則第35条）

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定めています。

(1) 廃止、休止、再開の届出手続き（施行規則第35条、事業者規程第8条2項）

【届出に必要なもの】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第11）

＊廃止及び休止を届け出る際に、指定証の返納をお願いします。

(2) 廃止、休止、再開の届出事項および届出期限

- ① 廃止の届出（事業を廃止したとき）⇒ 事業を廃止した日から**30日以内に届出します。**
(指定証を返納してください。)
- ② 休止の届出（事業を休止したとき）⇒ 事業を休止した日から**30日以内に届出します。**
(指定証を返納してください。)
- ③ 再開の届出（事業を再開したとき）⇒ 事業を再開した日から**10日以内に届出します。**
(休止の際に返納された指定証を返却します。)

(3) 届出に際しての諸注意

- ① 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。
- ② 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、指定を受けなおしてください。

6 申請書と各届出の記入例

指定給水装置工事事業者指定申請書

（宛先）白岡市長

年 月 日

申請者 氏名又は名称 **さいたま水道株式会社**

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**
（個人の場合は「水道太郎」のみ）

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
（法人の場合） 代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎 取締役 スイドウ ハナコ 水道 花子 監査役 スイドウ イチロウ 水道 一郎	※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役、監査役等の全員の役職と氏名を記入してください。 ※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。
事業の範囲	※給水装置工事の事業を行うものであることを確認するため下記のとおり記入してください。 ※法人にあっては、定款もしくは登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容をすべて記入すること。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<u>※主たる業務を行う事業所の名称（支店・営業所）を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。</u>	さいたま水道株式会社
	〒 ○○市○○町○丁目○○番○○号 TEL FAX
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<u>※郵便番号・電話番号・FAX番号は、可能な限り記入をお願いします。</u> スイドウ タロウ 水 道 太 郎 ※免状のとおり記入のこと	第○○○○○号 ※算用数字で記入のこと

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

* ゴシック体の部分を記入してください。

* 型式、性能は記入できる範囲で記入してください。

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	<u>金切りのこ</u>		1 台	
	パイプカッター		1 丁	
	その他の管の切 断用の機械器具		1 式	
管の加工用の 機械器具	<u>やすり</u>		1 丁	
	<u>パイプねじ切り 器</u>		1 台	
	その他の管の加 工用の機械器具		1 式	
接合用の機械器具	<u>トーチランプ</u>		1 台	
	<u>パイプレンチ</u>		1 丁	
	その他の接合用 の機械器具		1 式	
<u>水圧テストポンプ</u>			1 台	
工事の種類（4 種類）によってそれぞれ記入します。 下線は施行規則に規定されているものです。				

（注） 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記入例

年 月 日

申請者

氏名又は名称 さいたま水道株式会社

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

（宛先）白岡市長

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

（宛先）白岡市長

年 月 日

※不要な文字を二重線で消してください。

届出者 さいたま水道株式会社
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
代表取締役 水道 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
~~解任~~の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	さいたま水道株式会社	
上記事業所で選任・ 解任 する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・ 解任 の年月日
※不要な文字を二重線で消してください。		
水道 太郎 ※免状のとおり記入のこと	第〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと	〇〇年〇〇月〇〇日 ※算用数字で記入のこと

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

（宛先）白岡市長

年 月 日

さいたま水道株式会社

届出者 ○○市○○町○丁目○○番○○号

代表取締役 水道 花子

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ サイタマスイドウ 株式会社 さいたま水道		
住所	○○市○○町○丁目○○番○○号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ ハナコ 代表取締役 水道 花子		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名又は名称	さいたま水道株式会社	株式会社 さいたま水道	※算用数字で記入こと ○○年○月○○日
住所	○○市○○町○丁目○○番○○号	△△市△△町△丁目△△番△△号	○○年○月○○日
事業所の名所	さいたま水道株式会社	株式会社 さいたま水道 関東支社	○○年○月○○日
事業所の住所	○○市○○町○丁目○○番○○号	△△市△△町△丁目△△番△△号	○○年○月○○日
代表者氏名	代表取締役 水道 太郎	代表取締役 水道 花子	○○年○月○○日
役員氏名	監査役 水道 一郎	監査役 水道 次郎	○○年○月○○日
	※必要な箇所のみ記入してください。		

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者

廃止
~~体止~~
~~再開~~

届出書

(宛先) 白岡市長

※不要な文字を二重線で消
してください。

年 月 日

※廃止、休止にあっては指定給水装置工事事
業者証を返納してください。再開する場合は
返納した事業者証の返還を受けてください。

さいたま水道株式会社
届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
代表取締役 水道 太郎

廃止

水道法第 2 5 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の ~~体止~~ の届出をします。

~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	さいたま水道株式会社
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 水道 太郎
(廃止・ 体止 ・ 再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・ 体止 ・ 再開) の理由	廃止、休止、再開の理由を記入します。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。